

參考資料



日本再興戦略①

・平成25年6月14日日本再興戦略閣議決定。成長戦略を実行・実現するものとして、政権を挙げて優先的に取り組むべき施策を厳選し、3つのアクションプランが打ち出された。

(主要な成果目標)

日本産業再興プラン

① 産業の新陳代謝の促進 (緊急構造改革プログラム)

- ・3年間で設備投資を10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(約70兆円/年(昨年度63兆円))に回復
- ・開発率10%台(現状約5%)を目指す

② 人材力強化・雇用制度改革

- ・5年間で失業期間6ヶ月以上の者の数を2割減少させ、転職入職率を9%(2011年7.4%)に
- ・2020年に女性の就業率(25歳~44歳)を73%(現状68%)に
- ・今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校(現状2校)以上に

③ 科学技術イノベーション

- ・イノベーション(技術力)ランキングを今後5年以内に世界第1位に

④ 世界最高水準のIT社会の実現

- ・2015年度中に、世界最高水準の公共データ公開内容(データセット1万以上)を実現

⑤ 立地競争力の強化

- ・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングで先進国3位以内(現在15位)に
- ・世界都市総合力ランキングで東京を3位以内(現在4位)に

戦略市場創造プラン

① 国民の「健康寿命」の延伸

- ・健康予防、介護関連産業の市場規模を2020年に10兆円(現状4兆円)に拡大
- ・医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円(現状12兆円)に拡大

② クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

- ・2020年に約26兆円(現状8兆円)の内外のエネルギー関連市場を獲得

③ 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

- ・2030年に重要・老朽化インフラは全てセンサー等を活用した高度で効率的な点検・補修を実施
- ・2030年には安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

④ 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

- ・2030年に訪日外国人旅行者数3,000万人を達成(2012年は837万人)
- ・今後10年間で6次産業化を進める中で農業・農村全体の所得を倍増

国際展開戦略

① 経済連携の推進

- ・2018年までに、貿易のFTA比率70%(現状19%)を目指す

② インフラ輸出

- ・2020年に約30兆円(現状約10兆円)のインフラシステムを受注

③ 中堅・中小企業に対する支援

- ・2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比2倍を目指す

④ クールジャパンの推進

- ・2018年までに放送コンテンツ関連海外売上高を現在(63億円)の3倍に増加

⑤ 対内直接投資の活性化

- ・2020年における対内直接投資残高を2012年末時点の17.8兆円から35兆円へ倍増

淀んでいたヒト、カネ、モノを一気に動かし、10年間の平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を実現。
その下で、10年後には1人当たり名目国民総所得が150万円以上拡大。



日本再興戦略②

・アベノミクス「三本の矢」により始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、平成26年6月24日、「日本再興戦略」改訂2014を閣議決定。

「日本再興戦略」改訂2014の概要

改訂の基本的考え方

- この1年間、「3本の矢」によってもたらされた変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていく。
- そのため、日本の「稼ぐ力＝収益力」を強化。同時に、「日本再興戦略」で残された課題（働き方、医療、農業等）にも対応。
- デフレ状況から脱却しつつある今こそがラストチャンス。企業経営者や国民一人一人に、具体的な行動を促していく。

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

改革に向けての10の挑戦

「企業が変わる」～「稼ぐ力」の強化

- ①《コーポレートガバナンスの強化》
- コーポレートガバナンス・コードの策定
- ②《公的・準公的資金の運用の在り方の見直し》
- GPIFの基本ポートフォリオ、ガバナンス体制の見直し
- ③《産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進》
- 大企業を巻き込んだ支援、政府調達への参入促進、JIFX等の供給

「国を変える」

- ④《成長志向型の法人税改革》
- 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げるを目指す
- ⑤《イノベーションの推進とロボット革命》
- 革新的な技術からビジネスを生み出すナショナルシステム
- ロボットによる社会的課題の解決と新たな産業革命

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

⑥女性の更なる活躍促進

- 学童保育の拡充
- 女性就労に中立的な税・社会保障制度等の実現

⑦働き方の改革

- 働き過ぎ防止のための取組強化
- 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- 多様な正社員の普及・拡大
- 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

⑧外国人材の活用

- 外国人技能実習制度の見直し
- 製造業における海外子会社従業員の受け入れ
- 特区における家事支援人材の受け入れ
- 介護分野における外国人留学生の活躍

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

⑨攻めの農林水産業の展開

- 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革
- 酪農の流通チャネル多様化
- 国内外とのバリューチェーンの連結（6次産業化、輸出の促進）

⑩健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮）の創設
- 個人への健康・予防インセンティブの付与
- 保険外併用療養費制度の大幅拡大

成長の成果の全国波及

地域活性化／中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域活性化施策をワンパッケージで実現するプラットフォームの構築
- 中堅・中小企業・小規模事業者によるふるさと名物応援と戦略産業の育成
- 地域ぐるみの農業の6次産業化、酪農家の創意工夫、魅力ある観光地域づくり
- PPP/PFIを活用したインフラ運営の実現

地域の経済構造改革

- 都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化
- 東京への人口流出の抑制
- ⇒ 司令塔となる本部の設置、政府一体の推進体制の構築

更なる成長に向けた対応

実現し進化する戦略／経済の好循環のための取組の継続／改革への集中的な取組み（国家戦略特区の強化等）

出典：首相官邸「これまでの改革の主な成果と新たな取組 概要」



国土強靭化基本計画

- ・本年6月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」の規定に基づき、基本計画を閣議決定。
- ・今後、基本計画等に基づき、役割分担を明確にしつつ、ハード・ソフトの対策の組合せ、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に取組を推進。

国土強靭化基本計画の概要

平成26年6月3日
閣議決定

国土強靭化基本計画について

- 国土強靭化基本法第10条に基づく計画で、国土強靭化に係る他の他の計画等の指針となるもの(アンプレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靭化の基本的考え方(第1章)

【理念】

- 国土強靭化の基本目標
 - ①人命の保護
 - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

【特に配慮すべき事項】

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

●脆弱性評価(第2章) 略

●国土強靭化の推進方針(第3章)

～施策分野ごとの推進方針～

【情報通信分野】

- ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等

【産業構造分野】

- ・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上 等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施 等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策 等

【環境分野】

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練 等

【老朽化対策分野】

- ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】

- ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靭化に係る他の他の計画について必要な見直しを行なながら計画を推進

- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更

- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靭化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。

(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成

- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

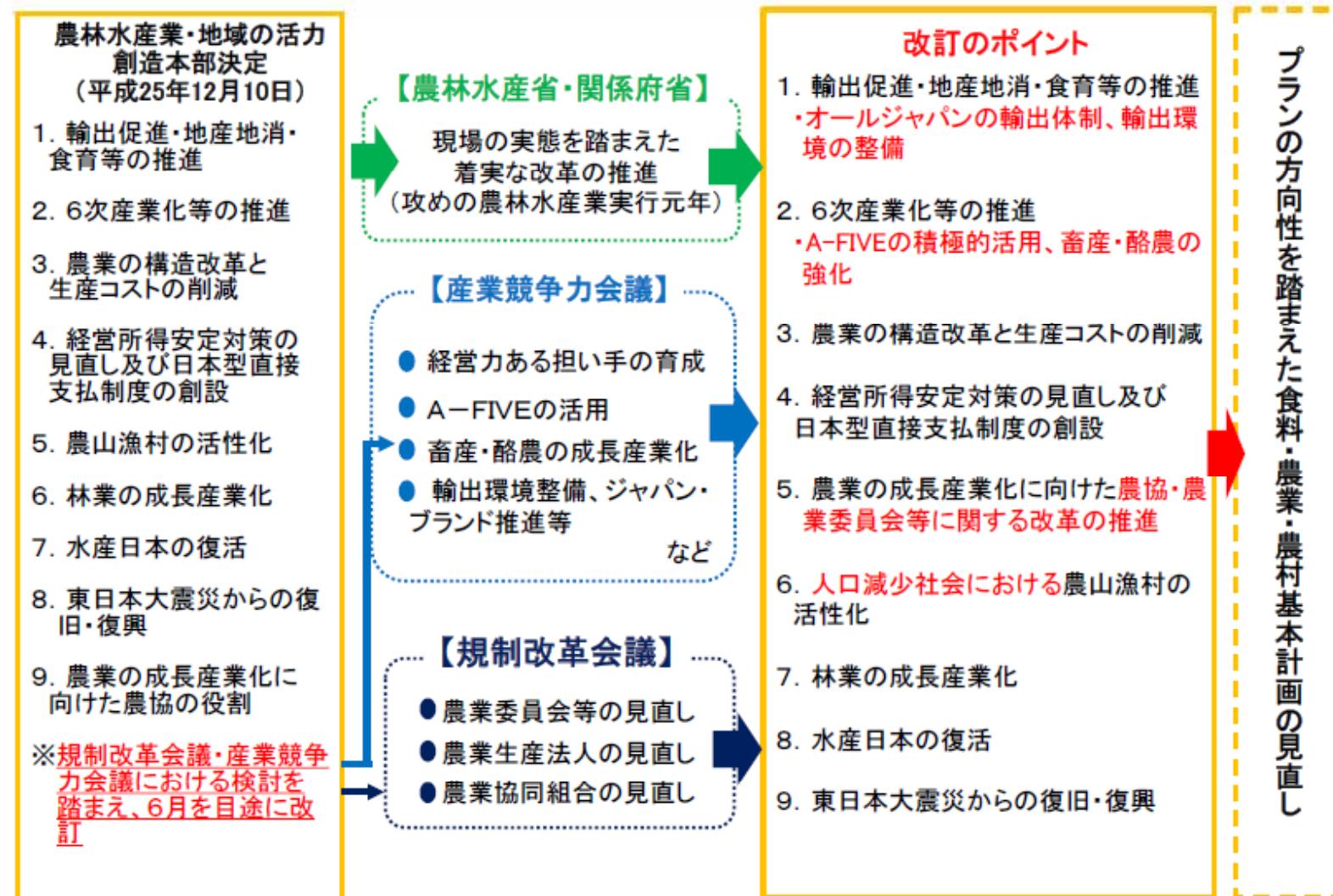


農林水産業・地域の活力創造プラン

・「農林水産業・地域の活力創造プラン」の推進等、農業の成長産業化に向けた諸改革が進められているところであります、北海道においてもこの構造改革に的確に対応し、北海道特有の農林水産業を積極的に進めていく必要がある。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

資料1



出典：首相官邸「農林水産業・地域の活力創造プランの改訂（平成26年6月24日）概要」



観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014

・訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し、さらに2020年に向けて2,000万人の高みを目指すために必要な施策を6つの柱としてとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を、平成26年6月17日に観光立国推進閣僚会議において決定。

観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(主な項目(例))

資料2



1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

- 「オリパラ」開催国としての国際的注目度を活かした訪日プロモーション
- 文化プログラムを活用した日本文化の発信
- 「東京オリパラ」開催効果の全国への波及
- 道の駅・郵便局・コンビニの活用を含めた、外国人旅行者への観光情報提供拠点の充実

2. インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組

- 様々な業種の参画による新たな取組の創出(エンタメ、ファッショ、食、流通、IT等様々な業種を担い手に)
- 訪日プロモーションの戦略的拡大
(中国沿岸部・内陸部、東南アジア、インド・ロシア等への展開)

3. ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化

- 戦略的なビザ要件の緩和
(インドネシア向けビザ免除、フィリピン・ベトナム向け実質ビザ免除等)
- CIQに係る体制整備
(地方空港における緊急的な体制整備等)

4. 世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- 多様な広域ルートの開発・提供と発信
- 和食文化の発信、農山漁村での滞在促進
- 観光振興による被災地の復興支援

5. 外国人旅行者の受入環境整備

- 免税制度の拡充を契機とした免税店の拡大
(全品目に対象拡大、全国で10000店規模へ倍増)
- 無料Wi-Fiの整備促進、多言語対応の強化
- ムスリム旅行者への適切な情報提供
- 安全・安心の確保(災害や病気・怪我への対応)

6. MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み

- MICEに関する取組の抜本的強化
- ファーストレーンの設置、「信頼できる渡航者」の自動化ゲート対象化
- IRIについての検討



国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)

・平成25年11月にとりまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、平成26年5月、国土交通大臣を議長とする「社会资本の老朽化対策会議」において、「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」をとりまとめた。

- 「社会资本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりまとめ
- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現

1. 国交省の役割

- 各インフラに係る体制や制度等を構築する「所管者」としての役割
- インフラの「管理者」としての役割

2. 計画の範囲

- 対象:国交省が制度等を所管する全ての施設
- 期間:平成26~32年度(2014~2020年度)

3. 中長期的なコストの見通し

- 維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

4. 現状・課題と取組の方向性

	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性	具体的な取組の例
点検・診断／修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○総点検対象施設以外の対応 ○人口減少等の社会構造の変化への対応 ○技術力を有する職員の不足 ○取組の着実な実施に必要な予算の確保 ○点検・診断等の担い手の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○全施設のメンテナンスサイクルの構築 ○施設の必要性、対策内容等の再検討 ○相談窓口機能、研修・講習の充実 ○交付金等による支援の継続・充実 ○入り契約制度等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類に基づく適時・適切な点検・診断 ○個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等 ○地公体職員を対象とする研修の充実・継続 ○防災・安全交付金等による取組の支援 ○適正な価格等の設定、発注ロットの最適化
基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類の位置づけが不明確 ○新たな技術・知見が未反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準類の体系的整備 ○新たな技術や知見の基準類への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○位置付けを明確にした全基準類の見える化 ○適時・適切な基準類の改定
情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○台帳等の不備・未整備 ○情報の活用に向けた統一的管理が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・修繕等を通じた情報収集 ○情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約 	<ul style="list-style-type: none"> ○データベースの構築・改良、情報の蓄積・更新 ○関係者による情報の共有
個別施設計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○計画未策定の施設が存在 ○記載内容にバラツキ 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の推進と内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定対象の拡大 ○手引き等の整備・提供、交付金等による支援
新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> ○現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分 ○新技術の特性(適用条件等)が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○产学研官の連携とニーズ・シーズのマッチング ○新技術を活用できる現場条件などの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価 ○点検・診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> ○非計画的な投資 ○対策費用を踏まえた財源が未確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○トータルコストの縮減・平準化 ○受益と負担の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別施設計画に基づく計画的な対策 ○更新投資の財源確保に向けた検討
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の技術力の評価が不十分 ○地公体単独での対応が困難 ○国民等の利用者の関与が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用 ○管理者間の相互連携体制の構築 ○国民等の利用者の理解と協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間資格の評価、国の職員等の派遣 ○関係者からなる組織による市町村への支援 ○現地見学等による広報活動
法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○点検等の法令等の位置づけが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○責務の明確化、社会構造の変化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○維持・修繕の責務明確化

5. その他

- 計画のフォローアップにより、取組を充実・深化

- ホームページ等を通じた積極的な情報提供

詳細は国土交通省HP内参照 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html

出典:国土交通省「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月21日) 概要(本文)」